

平成 29 年度第 1 回長野県文化財保護審議会 議事録

日時：平成 29 年 9 月 7 日（木）

会場：長野県庁 8 階 教育委員会室

1 開会

○事務局（上條課長補佐兼文化財係長）】

※開会、火災による県宝建造物の被害状況の説明

2 あいさつ

○井上課長

文化財・生涯学習課長の井上雅彦でございます。本日は大変お忙しいところ文化財保護審議会にご出席をいただきましてありがとうございます。また、日頃から皆様には調査をはじめ、文化財の保護に関しましてご尽力、ご協力いただいていることに対し感謝申し上げたいと思います。今、説明がありましたけれども、武水別神社の松田家の主屋等 4 棟が全焼するということがありまして、私も午前中に現地に行ってまいりました。まだ、消防、警察が現場検証を行っている状況でございましたけれども、主屋などかなり損傷しておりましたが、今後も、市と協議しながら進めていきたいと思っています。本日、予定ですけれども、午後 1 時から、会議をするということになっていきますので、今後どうするかということ市と一緒に協力しながら考えていきたいと思っております。

本日は、今年度第 1 回目の審議会ということでございまして、平成 27 年度の第 2 回目の審議会の時に諮問させていただきました案件等のご審議等をお願いするというところでございます。また、今回新たに 4 件の諮問をさせていただきたいと思っています。今日一日ご審議いただくということになりますけれども、よろしく申し上げます。簡単ではありますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○佐々木会長

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございました。火災がありました松田家、武水別神社の社家ですけれども、私も指定の時に庭の調査をしています。結構古い建物でして、その周りに非常にあっさりとした庭が整えられていました。おそらく庭木などもだいぶ傷んでしまっているかと思えます。つくづく感じますのは、特に指定時、指定時前後だと思のですが、その時に調査して、そういった建築とか庭園、あるいは全体の、あそこは土塁で囲まれているおそら

く中世からの場所なのではと思うのですが、そういった地形も併せて測量しています。そういった資料を残す、これを記録して残すことが本当に重要だとつくづく思っております。一方で、社会全体から見ますと、文化財指定は進んでおります。長野県でも新聞でいろいろ話題になりました。戸隠の伝建地区ですとか、あるいは松本ですと小笠原氏の城跡、飯田ですと古墳群など、あるいは無形文化財では大鹿の歌舞伎ですとかどんどん進んでいます。そのようにいろいろなものが指定されていく、ということは社会において文化財の価値、文化的な価値、大切さですが、どんどん多様なものになっていく、幅広さを持っていく。そういったことを非常に私たちも理解していくと同時に県民の方にどんどん伝えていかなければならない。こんなに大切なものがあるのです、と。意外に多くの方々は知りません。それと同時に先ほど申しましたけれども、まず記録を取ってそのものを保存していく、そしてその体制をしっかりと整えていかなければならない。あるいは今こういった火災の後ですとそれがちゃんと機能しているのか、検証していかなければならない、そんなふうに思っています。文化財、庭園、庭、仏像などいろいろ複合しております。そういう文化財の総合的な把握の重要性が増していくということを感じております。

今日は1日にわたりましていろいろ案件の審議があります。忌憚のないご意見を出していただきご審議をお願いしたいと思います。本日はよろしく申し上げます。

3 諸連絡

○事務局（上條課長補佐兼文化財係長）

本日の審議会の委員の皆様の出席状況について申し上げます。審議会委員は、条例で15名設けてございまして、本日池邊委員様からはご欠席のご連絡をいただいておりますが、ほか14名の皆様出席をいただいておりますので長野県文化財保護条例第42条第2項の規定によりまして本審議会が成立することをご報告いたします。

※資料、日程等の確認

それではこれから各部会別で審議いただくようになりますので、名勝・天然記念物部会以外の委員の皆様は、係りの者がそれぞれの部会ごとに案内いたしますのでお荷物、資料等ご持参の上ご移動願います。

※部会別審議のため、中断

4 審議

○事務局（上條課長補佐兼文化財係長）

続いて、審議へ移らせていただきます。会議の議長につきましては、会長が議長となる旨が長野県文化財保護条例第 42 条第 1 項に規定をされておりますので、佐々木会長に進行をお願いいたします。

○佐々木会長

それでは、議長を務めさせていただきます。議事が円滑に進みますよう委員の皆様のご協力をお願いいたします。

はじめに、本日の議事録署名人を指名いたします。多田井委員さん、小野委員さんをお願いしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○委員一同

【異議なし】

○佐々木会長

次に審議会の傍聴者による会議の撮影・録音について、事前に皆様にお諮りした上で認めてきたところです。本日もこれを許可したいと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員一同

【異議なし】

○佐々木会長

ご異議がありませんので、傍聴者による会議の撮影及び録音についてこれを許可いたします。

4（1）指定の答申について

○佐々木会長

それでは、前回までの本審議会に諮問された案件について審議いたします。「小菅の護摩堂」、「小菅の講堂」、「小菅の仁王門」についてご審議をお願いいたします。この案件につきまして、担当の土本委員から 3 件続けてご説明をお願いいたします。

<答申案件：「小菅の護摩堂」（飯山市）>

○土本委員

差し替えさせていただきました資料で説明させていただきます。3件ありまして、これがともに小菅です。小菅についての基本的なところは、同じ文書が並んでおりますので、その部分は最初の護摩堂で述べまして、それ以降は各建物についてのみ話したいと思います。

まず、「小菅の護摩堂」ですけれども、国選定の重要文化的景観に2015年（平成27年）になりました。その小菅は大きく見て、小菅神社、小菅集落、田畑と山林から構成されていまして、小菅神社は東の山の奥にある奥社と集落の中にある里宮から構成されていて、集落の中に里宮があるという形です。この小菅は中世に遡りまして、小菅山元隆寺として形成されたのが始まりと考えられ、石垣で整えられた階段状の平坦面に建造物が規則的に配置されているというのが今の姿として伝わっております。近世に入っては農村集落へと変遷していったのですが、集落での営みに支えられた小菅神社は周辺の自然資源に包まれた奥深い信仰空間を形成しております。特に、奥にある奥社は山の標高900メートルの山頂よりちょっと低いところですが、国の重要文化財であり、信仰の核になっております。

この小菅は戦国時代末まで隆盛を極めておりましたが、放火に遭いまして、建造物の多くが失われたと考えられております。その後、近世には飯山藩主より再興が図られたと言われております。とりわけ、飯山藩主の松平の方々が修復を度々行いまして、里宮や大鳥居、講堂の修復が行われております。明治維新以前は、小菅山元隆寺と言われておりました、戸隠や飯綱とともに著名な修験道場ありましたが、神仏分離令により、大聖院と菩提院、八所大神奥社と里社になりまして、明治33年に奥社と里社合わせて小菅神社と改称されて、昭和8年に県社となっております。

次のページからが護摩堂の各論ですけれども、小菅神社の里宮のうち、護摩堂のある平坦地は小菅山別当大聖院の跡地でございまして、今は礎石のみ残っていますが、石積みの方は高く非常に長く連なっている梅鉢積みの石積みが往時の隆盛を示しております。現在、少しはらんだり、沈んだりしておりますので、修理が求められるかもしれません。慶応4年の神仏分離令により、大聖院が廃絶となりまして、廃仏毀釈で廃堂の危機に面しましたが、住民の努力により、建物も庭も残されております。この護摩堂は奥の山の900メートルのところの奥社と講堂、これは標高500メートルですけれども、その間に位置しておりました、集落から見ますと一番東側、集落が途切れるところにあり、里宮から奥社に向かう参道の入口にあたります。この小菅では、現在、柱松柴灯神事が行われており、国の重

要無形民俗文化財でございます。この神事のための様々な営みがこの護摩堂で行われております。護摩堂が神事の出発点でありまして、ここで、水で身を清めて奥社に登っていくと、それで子どもが神様となって下りてくるということです。それで最後にまた護摩堂に戻ってくるということで、柱松柴灯神事にとっても貴重な建物であります。この護摩堂は2014年（平成26年）に飯山市の文化財に指定されております。

(2)の構造形式ですが、寄棟造で鋼板葺と書きましたが、金属板ということで、もともとは茅葺で、大きな建物で桁行、間口戸方向ですが7間、梁行5間で、正面が唐破風造の向拝（ごはい）、これは「こうはい」とも発音します、向拝がありますが、現在は雪で痛んでいまして、庇状の覆屋が取り付けられています。古い部材は一部取り置かれていました。向拝虹梁の絵や組物、墓股や唐破風内部の彫刻は精巧な作りでありまして、内部は、前方2間を外陣として後方3間を内陣として、両側に脇間を配しております。東側、奥社の方、山側には大聖院へつながる廊下があったと考えております。同時にその東側には庭園の中の貴重な池が残されています。外陣内陣とも円柱の支え柱は豪壮かつ美観を見せております。内陣周りの挿し肘木や組物には技術的な高さが認められまして、内部は一段高く中央に祭壇が設けられ、護摩祈祷の建築様式を持つ建造物であります。実際、内部の床や天井の煤など、護摩を焚いた痕跡を確認できておりまして、現在も柱松行事で、護摩焚き等の神事が行われ、この行事の発着点となっております。これは護摩堂に遺されていた板に墨書されていたものが寛延3年と記されていたことから寛延3年の建立と判断しております。

建物の変遷は、まず永禄9年の絵図があるのですが、そこに記されています。その図からは鐘楼や金堂などがあったということがわかります。実際この土地の上に鐘楼や金堂が建つのか描いてみました。かなりぴったりと入ったということをやったことがあります。その後、放火され、消失ということになりました。元禄10年に松平忠喬が講堂を修復した記録があるなど小菅は徐々に再興されていきました。この護摩堂が寛延3年に建立されたということでございます。屋根は茅葺から鋼板葺に変更されています。次のページですが、向拝が唐破風造の向拝を取り外して一部庇状の覆屋を付加しております。

指定基準は、「歴史上重要なもの」、「学術上重要なもの」として判断しております。理由は県内を見渡しまして護摩堂が柱松柴灯神事と密接に結びついた稀有な七間堂、これは大きな建物なのですが、歴史的に見て重要な建造物であることです。護摩堂は廃仏毀釈を経ても庭園とともに近世の建造物と境内が遺されていますように、神仏習合の姿を示すものとして貴重でありまして、宗教の変遷を解き明かす学術上においても、注目すべき建物と判断しております。以上によりま

して、文化財として適切に保存・管理された優れた建築遺構として判断しました。

<答申案件：「小菅の講堂」（飯山市）>

○土本委員

続けて「小菅の講堂」を説明させていただきます。1 ページ目の説明文は一緒に、ページめくっていただいて上から3行目が各論になっております。

小菅神社里宮を構成する建造物の中で、講堂は中核的な構成要素でございます。と言いますのも講堂の前に非常に開放的に開かれた土地がありまして、これが国の文化財である、柱松柴灯神事という、重要な神事が執り行われる所でありまして、南側では、集落を東西に貫く「カイト」と呼ばれる道に南面しています。この「カイト」という道は西を望みますと、妙高山に軸線が向いていまして、東の方に行きますと奥社への杉並木参道に入り奥社に至る道でございます。この講堂の前は、開かれた広場と言うべきものでございまして、柱松神事という重要な神事が執り行われるところです。この神事から見ても、講堂は、小菅神社を構成する建造物群の中核的存在と言えます。この建物は2014年（平成26年）に飯山市の文化財に指定されております。

構造形式は、寄棟鋼板葺で、これは5間堂といたしまして桁行5間ですね、で、梁行も5間でございます。祭場に設けられた高さ1メートルの基壇の上にあります。径9寸ほどの丸柱からなりまして前面の南側、1間分の広縁に囲われた外陣と、奥2間の内陣が配されています。建物は建設当初の彫刻や彩色、絵画がよく遺されています。建物の下の方も当初のままで礎石と思われる石があったり、実際、柱は礎石に乗っているものがありますが、囲炉裏などがあったりします。

ここは、学校や公会堂に使われましたが、特に今60歳、70歳の方々の子どもの時の遊び場として非常に親しまれていたということで、地域の人々とともに歩んできた歴史を色濃く残しております。講堂の前の広場では、柱松神事が行われるものの建築的な背景として講堂がありまして、これが間口5間を持つ堂々たる構えとなっております。その背後に森が抱かれています。内陣は北信随一の規模ですけれども、高さ2メートルの荘厳な阿弥陀如来像が安置されています。廃仏毀釈により危機に面しましたが、住民の努力により建物も仏像も残されています。学校や公会堂や遊び場など様々な変遷で、講堂は阿弥陀如来像とともに変わらぬ姿を示し続けています。

(3)の建築年代でございますが、これは1931年（昭和6年）の資料になりますが、森山先生の私家版の資料が根拠となります。現存する講堂は、寛保元年に再建されたことが伝えられているところに記されておりました。それを踏まえまして、建築様式から見ましてもこの時期の建設と判断することができると判

断いたしました。

(4)の建物の変遷ですが、これはもと元隆寺の中之院に属する建物ですが、永禄9年の絵図に既に描かれているということです。そこには鐘楼や金堂があります。武田氏の放火に遭いましたが、天和2年の「領内寺社領並由緒差出帳」に講堂が記されています。元禄10年に松平忠喬が講堂を修復したという記録と突き合わせて、松平時代に再建されたと考えられています。茅葺から鋼板葺になっています。内部では入って右奥ですが、北東の隅が柱松行事の資料室として、木造のままにしながら資料室という形で改装されている部分があるくらいです。

指定の基準は、「歴史上重要なもの」、「学術上重要なもの」で、その理由は稀な五間堂として歴史的重要な建造物と言えます。廃仏毀釈を経ても建造物と仏像が遺されているように神仏習合の姿を今日に伝えるものとして貴重かと思えます。その上で宗教の変遷を解き明かす学術上においても注目すべき建造物であると思えます。以上によりまして、文化財として適切に保存・管理されるべき建築遺構として判断しました。

<答申案件：「小菅の仁王門」(飯山市)>

○土本委員

次に、「小菅の仁王門」ですけれども、ページめくっていただいて、上から3行目が各論になります。

これは里宮にありますが、里宮の中で仁王門は小菅集落を東西に貫く「カイト」と呼ばれております参道の上の、特に入口にありまして、仁王門とその中に仁王像が一对あり、いわば西を向いていると言えます。西はどこを向いているかという妙高山に軸が向いております。しかし、門をくぐると、梅鉢積みの石垣にぶつかりまして、真っすぐ行けなくて、一旦南へ折れてから東へ向かうというようにしてあります。この形は集落に邪気が入るのを防ぐ意味を持っているという説もありますが、近世の絵図の中には仁王門で「カイト」と言われる道が屈曲せずに直線的に描かれているものがありますので、仁王門の位置が北へ少し移された可能性も考えられます。北へ移動された可能性が想定されるとはいえ、この仁王門は参道の領域を画するという意味でいわば結界を示す門として象徴的であると考えられます。2014年(平成26年)に飯山市の文化財に指定されました。

構造形式などですが、仁王尊堂とも呼ばれ、仁王堂と名を記す資料もあります。桁行3間、梁行2間、入母屋、鋼板葺であります。古写真から茅葺の入母屋の姿がわかりまして、基礎の部分にコンクリートが打たれていない姿もわかります。

建築年代は様式論になりますが、元禄期で出梁先端や実肘木の渦、若葉の絵様

や虹梁の彫の浅い絵様などから、17世紀後半の様式を持っていると判断しております。これは特に後から出てくる吉澤政己さんの鑑定に基づいております。

(4)ですけれども、これは永禄9年の絵図に記されている建物でありまして、これでその後兵火による消失、放火にあったわけですが、天和2年の差出帳にも記されています。面取角柱、これは角柱ですが、簡素な作りでありまして組物を用いておりません。若干、軒の出梁の先端に拳鼻状にして、そこに絵様彫刻が施されているところがあります。建立に関する資料が不明なところがありますが、この出梁先端や実肘木の渦、若葉絵様や虹梁の浅い彫などから、17世紀後半の様式を持っていると判断されております。元禄10年には、松平忠喬が講堂を修復したという記録が残されているのですが、この資料を基に、修復等の関係について調べなくてはならないということにさせていただきました。屋根が茅葺から鋼板葺に代わりまして、基礎が礎石に柱が乗る形でしたけれども、その礎石を全部コンクリートで固めたところがあります。

指定の基準は「歴史上重要なもの」、「学術上重要なもの」ということです。この仁王門は、県内では、小菅という宗教集落というべきものの領域を建築的に指し示し続けている稀有な門として、歴史上重要な建造物であると判断いたしました。仁王門は廃仏毀釈を経ても、近世の建造物と仏教彫刻が遺されていますように神仏習合の姿を表しております。そういう意味で貴重であると思います。宗教の変遷を解き明かす学術上においても注目すべき建造物であり、この仁王門が、適切に保存・管理されるべき優れた建築遺構であると判断できます。以上です。

○佐々木会長

ありがとうございました。ただいま3件説明していただきました。ご質問、ご意見ありましたら、お願いいたします。

○松崎委員

細かい文言ですが、「小菅の講堂」の2ページ目、小菅神社里宮云々というところがありますが、これは講堂の前で柴灯神事が行われるから重要だという中核的な施設だと2回出てくるんですが、少し整理されたほうがよろしいかなと思います。

○佐々木会長

2014年(平成26年)に講堂は飯山市有形文化財に指定されたということで、その上の2行「この神事から見ても講堂は、小菅神社を構成する建造物群の中核的存在と言える」は、その上の5行目の文章と一緒に、もっと前からいらな

いみたいで、「この講堂の前面は開かれた広場であり」というところから、よく見ると一緒ですね。削ってよろしいですか。事務局としていかがでしょうか。

○事務局（上條課長補佐兼文化財係長）

重なっている部分であれば、削除した方がいいと思われれます。

○佐々木会長

今、文言を確認しなくてよろしいですか。したほうがいいですね。土本委員から、修正した文書をお願いいたします。

○土本委員

修正した文章は、小菅講堂の6、現状（1）の沿革ですけれども、ページをめくった3行目に相当します。読みますが「小菅神社里宮を構成する建造物群の中で、講堂は中核的な構成要素である。というのも講堂の前面に開かれて場所は、柱松柴灯神事（国重要無形文化財「小菅の柱松神事」）というすこぶる重要な神事が執り行われるところであり、小菅集落を東西に貫くカイトと呼ばれる道に南面している。」そのあとを削って、残すのは、「平成26年（2014）9月2日に講堂は飯山市有形文化財に指定された。」という流れでよろしいですか。

○佐々木会長

下の方の「講堂は小菅神社を構成する建造物群の中で中核的存在と言える。」は残す。これもいいですか。

○土本委員

「中核的構成要素である」というのは3行目に出てきている。これを強調しようと思って、最後に価値を書いたら、同じことを書いていたということです。

○佐々木会長

わかりました。この一文を省くということで行きたいと思います。事務局もよろしいですね。ありがとうございました。ほかに何かお気づきになった点等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、「小菅の護摩堂」「小菅の講堂」「小菅の仁王門」の3件につきまして、長野県宝に指定することが適当である旨、答申したいと思います。これにご異議はございませんか。

○委員一同
【異議なし】

○佐々木会長

ありがとうございました。それでは長野県宝に指定することが適当である旨、答申することに決定いたします。

4（２）教育委員会からの諮問について

○佐々木会長

次に、本日付けで、長野県教育委員会から長野県宝指定等に関し、諮問がされております。事務局から諮問書の写しを配布お願いいたします。

※事務局より各委員に諮問書写しを配布

○佐々木会長

それでは事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（井上課長）

今お配りいたしました諮問書の写しご覧ください。今回諮問いたしますのは、新たに長野県宝に指定する文化財２件と長野県天然記念物に指定する文化財１件、また、長野県天然記念物の指定を解除する文化財１件の合計４件でございます。長野県宝に指定するものは松本市にあります西善寺の「銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像」と上田市の実相院にございます「木造十一面観音立像」でございます。長野県天然記念物への指定をするものは大鹿村の「夜泣き松」でございます。

また、長野県天然記念物の指定を解除するものは箕輪町の長岡神社境内にあります「宮脇のハリギリ」でございます。各案件につきましては、これより担当から詳細なご説明を申しあげます。

<諮問案件：「銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像」（松本市西善寺）>

○事務局（下島主任指導主事）

最初に「銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像」について説明いたします。所在地ですが、松本市和田、松本インターから３キロほど南西方向のところにあります西善寺が所有しております。元々は筑摩神社の南西にあった神宮寺である安養寺の仏像でありましたが、戦火で廃寺となり、近世に松本市内の念来寺に移され、更に明治初年になりまして廃仏毀釈の動きの中で、西善寺に移安されたと伝えられ

ております。

現在は本堂内、向かって右脇壇の厨子内に秘仏として安置されております。作りは銅造であります。両脇侍が胸前で手の印相ですけれども、重ね合わせる梵篋印という形でありまして、そのようなことから善光寺式の阿弥陀三尊像とみられております。善光寺本堂を模して造られ、光背や台座は後補でありますけれども、一光三尊、一具、一揃えというような形であります。像高は、中尊 49.3 cm、脇侍は 35 cm 程であります。いずれも火中損傷が多いけれども、元の形は、右手は施無畏、左手刀印であったと考えられております。この三尊の特徴は、中尊の着衣ですが、写真を見ていただきますと、覆肩布、肩のところから降りているのですけれども、そこが衿状に折り返して胸の左右で対称に作られております。これは類例としては乏しいものです。脇侍は、向かって右側が観音菩薩、左手が勢至菩薩で、その頭の部分が宝冠、山形になっております。この山形については神奈川県鎌倉市の円覚寺、北条氏との関係が非常に強い円覚寺の善光寺式阿弥陀三尊に通じるものではないかと考えられます。一般的には四、六、八角形の宝冠が多い中では稀少な像容と言え、一定の影響関係が推測されます。中尊についてですが、先ほどもありましたけれども着衣の形であるとかあるいは作りのところが、福島県いわき市や千葉県香取市の阿弥陀三尊との関係等からみて、制作年代は 13 世紀末から 14 世紀初めと考えられます。本尊は善光寺式阿弥陀三尊像の多様な系統の中でも全国的に稀少な像容を示しておりまして、特に中尊の着衣の形、それから脇侍の山形宝冠については、その善光寺仏のイメージを積極的に求めた結果とみられ、受容や普及を考える上で貴重な作例であると言えます。焼損の痕は少なくありませんが、当時の中央の影響を受けた洗練されたもので、小笠原氏の帰依厚い国府八幡宮・神宮寺に祀られていた善光寺式の阿弥陀如来三尊像としての歴史的意義は大きいと考えます。昭和 36 年に松本市の文化財指定になっております。

諮問理由ですが、県下の善光寺式阿弥陀三尊像の中でも鎌倉時代に遡る古例であり、当初同時期に作られている 3 軀を残しております。また、中尊の着衣形式ですが、全国的にも類例少なく善光寺式の変容作例として注目されます。脇侍の山形宝冠は、鎌倉円覚寺像にその例があり、中央的作風の一定の影響が考えられます。造立事情は明らかではなく、火中損傷の痕も少なくないわけですが、国府八幡宮、筑摩神社の神宮寺に祀られていた善光寺式尊像として非常に貴重であります。

指定基準の、絵画及び彫刻、「歴史上特に意義のある資料となるもの」、それから「題材、品質、形状または技法等の点で顕著な特性を示すもの」に該当いたします。

<諮問案件：「木造十一面観音立像」（上田市実相院）>

○事務局（下島主任指導主事）

続けて、「木造十一面観音立像」1 軀です。上田市真田町傍陽、真田から松代に抜ける地蔵峠方面に行った山深いところにあります、実相院に安置されております。上田市真田は天台宗古刹実相院の本堂に安置されています、木造十一面観音立像は、元山家神社、真田町長、同じ真田ですけれども、神宮寺の白山寺の本地仏でありましたけれども、先ほど同様、明治の廃仏毀釈の折にお寺が廃止となるについて移安されたと伝えられています。山家神社は延喜式に載っております式内社でありまして、奥社を当地域の水源地である四阿山に置きまして、産土神や神体山である四阿山の水分神として尊ばれて、鎌倉時代以前に白山神を勧請してから後は、「白山様」とも称されてきました。中近世には旧白山寺とともに、真田氏をはじめ歴代藩主や庶民の崇敬が盛んであります。本像はカツラ材とみられる割矧造で、像高 103.7 cm の仕上げとなっております。頭上の化仏は別材矧付けで、一部亡失して後から作られたものもありますが、仏面をはじめ当初の化仏を多く遺しております。それからその仕上げ等、衣文等の様子から見て、背面はほとんど省略されているのですけれども、こうした仕様は神仏習合像に多く、伝承どおり本地仏であったと鑑みられます。制作年代についてですが、その構造や胸厚、その作り等から見て、平安後期 12 世紀に入ってから作とみられております。京都府京都市の法金剛院阿弥陀如来坐像、それから滋賀県栗東市の金體寺阿弥陀三尊像脇侍にも近いことから、第 2 ～ 第 3 四半世紀頃と推定できる本地仏らしい作りとなっております。それから表現等も都ぶりといえるような作風であります。本像は山家神社、旧白山寺関係遺品としては現存最古の例の一つでありまして、当地の四阿山、白山信仰を考えるうえで欠かせない像であります。全国的には白山本地仏と確認できる十一面観音像の古例は 11 世紀末以降にみられますが、平安時代に遡る指定例は少なく、本像は加賀白山宮が比叡山延暦寺の所管下に入った時期に近い平安末期の作例として貴重であります。化仏の一部に加え、左手先、天衣両垂下部、両足先、持物、台座を後補とするものの、全体的には保存状態も良好であります。昭和 47 年 4 月 1 日に上田市指定有形文化財になっております。

諮問理由ですが、平安時代 12 世紀第 2 ・ 第 3 四半世紀頃の制作とみられる木造割矧造の十一面観音立像の古例として貴重であります。表面の刀目痕や省略された背面の衣文から、もとより本地仏として造られたものと考えられ、当初の化仏を多く遺すなど、保存状態もよく、均整の取れた体軀や柔らか味のある浅い衣文に中央仏師の様式を受けた彫技をみることができ像として貴重である。廃仏

毀釈によって散逸した山家神社神宮寺である白山寺旧仏の数少ない、かつ現存最古の遺例として当地の四阿山・白山信仰の歴史を考える上で貴重な資料であり、全国的に平安時代に遡る確かな白山本地仏としての十一面観音像遺例に限られる中で、新潟・白山神社十一面観音立像、これは国の重要文化財ですけれども、それにつぐ規模・年代の好例といえます。

指定基準は、絵画及び彫刻におきまして、「歴史上特に意義のある資料となるもの」、「題材、品質、形状または技法等の点で顕著な特性を示すもの」に該当します。以上です。

< 諮問案件：「夜泣き松」（大鹿村） >

○事務局（上田主任指導主事）

続いて天然記念物、「夜泣き松」についてご説明させていただきます。まず、「夜泣き松」の名称ですが、36 ページの中ほどにありますけれども、言い伝え、伝説がその根拠になっております。大鹿村は南朝方の親王がお住まいになった場所でもあります。そこが居館として村の史跡に指定されていたりするのでありますが、宗良親王という方に嫁いだ美祢姫という方が女の子を産みまして、その子の夜泣きがひどくて非常に困ったということでもあります。この近くに住む村人が、観音菩薩が夢枕に立ってこの松の枝を夜泣きする子の枕元に置けば夜泣きがなくなりますよ、というお告げを聞いたということで、実際にそのことをしてみると夜泣きが収まったという伝承から「夜泣き松」という名称がついております。夜な夜な泣き声が聞こえる怖い松ではなくて、そういう霊験あらたかな松であるということで「夜泣き松」という名前がついております。39 ページをご覧くださいと思うのですが、所在地ですが、下伊那郡大鹿村大字鹿塩 101 番地ということですが、上のほうから一筋、道が下、南北に流れておりますけど、現在の国道 152 号線であります。こちらが中央構造線です、そこに道が切り拓かれて現在に至っているわけですが、以前は、真つすぐと、「夜泣き松」のあるあたりに、河合という地区になりますけれども、中央構造線の低まった部分、鞍部を利用して旧秋葉街道が走っていたということになり、秋葉街道を行きかう人々の目印にもなっていたということが言えるかと思えます。38 ページの写真をご覧くださいなのですが、この松自体は、幹周りが 4.6m、樹高 15m、推定樹齢 700 年ということで県内のアカマツでは注目すべき巨樹であるということが言えるかと思えます。現在県で指定されているアカマツですけれども、松並木として笠取峠がアカマツでは指定されておりますけれども、単木指定の県指定はありません。

諮問理由は、現在、県指定で単木指定のアカマツはなく、当該樹の樹高 15mは、

市町村指定の中でも9番目の高さであり、推定樹齢700年は群を抜いて高く、樹形も優れている。したがって、当該樹は、県内のアカマツでは注目すべき巨樹であり、夜泣き松の伝説とともに、古くから地域の人々や秋葉街道を歩きかう旅人の信仰の対象として、人の手によって大切に守られてきた樹木であり、地域の景観のランドマークとなっている。歴史的な人との関りを物語る事例としても貴重な個体である。当該樹は巨樹として価値が高いだけでなく、文化的にも資料的価値が高いことから、県指定文化財にふさわしいと考える。

指定基準は、「(1) 植物、キ 大木、名木、奇形木等」ということでもあります。以上です。

< 諮問案件：「宮脇のハリギリ」(箕輪町) >

○事務局(上田主任指導主事)

続けて、指定解除の方で、「宮脇のハリギリ」です。この宮脇のハリギリですが、昭和37年に県指定されております。その後、スケールダウンをしながら再生を願っていたわけですが、この5月に県の文化財パトロールの際に芽吹きがないということが確認されました。そこで箕輪町教育委員会で、樹木医さんに診断していただき、枯死しているとの診断結果をいただきました。県教委、それから大久保委員、神社の皆さん、箕輪町の教育委員会が一堂に集まってその状況を確認したところやはり枯死しているということが確認されましたので、指定解除やむなしということで話を進めていたところでした。42ページの写真をご覧くださいのですが、これがスケールダウンをした状態です。幹の上が一切なくなっている状況がお分かりかと思うのですが、こういう手当をしながら再生を願っていたわけなのですが、やはり枯死してしまったということで、この奥の神社本殿が、町の有形文化財に指定されています長岡神社になるのですが、現状では長岡神社に参拝する方々にも参拝を控えていただくような依頼をしているという状況であります。この大きな枝が屋根を直撃したという事例もかつてあったということもあります。幹自体が空洞になっているということもありまして、人命、にかかる事故や災害防止のために現状変更申請を出していただいて伐採をするということをお願いをしているところです。

諮問理由ですが、当該樹は主幹の腐敗、空洞化による枯死が確認され、事故・災害防止のため伐採することとなり、全ての指定要件が失われる状況に至った。解除の要件、県史跡名勝天然記念物が県史跡名勝天然記念物としての価値を失ったときその他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。これは文化財保護条例第31条になります。以上になります。

○佐々木会長

ありがとうございました。以上、新規指定3件、指定解除1件が長野県教育委員会から諮問されました。まず「銅造阿弥陀如来及両脇侍立像」の提案理由につきまして、質疑等がございましたらご発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは続きまして「木造十一面観音立像」の提案理由につきまして質疑等がございましたらご発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。特にご意見ございませんか。はい、お願いします。

○熊田委員

部会で文言を少し訂正させていただいたはずですが、先ほどの説明で抜けていましたので、上から8行目、「中近世には旧白山寺」、この「旧」を取っていただくということでありました。それから下から7行目、最後の段落の下から7行目、「当時の四阿山・白山信仰」を「当時の四阿山信仰及び白山信仰」と直させていただきました。以上です。

○佐々木会長

ありがとうございました。他にございますか。

なければ、続きまして「夜泣き松」の提案理由につきまして質疑等がございましたらご発言をお願いいたします。はい、お願いします。

○市澤委員

いつも思うのですが、推定樹齢のことです。700年という数値が出ていますが、今後この数値が一人歩きします。この数値年代がどのような事実からわかってきているか明確にすべきと思います。700年を現在から引くと宗良親王の時期になってきます。ということは、宗良親王が来た頃にこの松が成長し始めたことになってきますので、歴史的にも重要になってきます。こういう数値で推定樹齢を出すことは、いろいろな誤解を招くと思います。逆に、年輪年代法等でしっかりしていればそれはそれでいいのですが。いずれにせよ、推定樹齢の数値年代の扱いをどうするか疑問に思いましたので発言させていただきました。

○佐々木会長

ありがとうございます。これは、今までのものもたくさんあると思うのですが、事務局から何かございますか。それとも課題として残しましょうか。

○事務局（上田主任指導主事）

現在確実にわかる方法での調査はなされていない状況ですので、今後は諮問させていただいた調査の中で、今後の課題という形にさせていただければと思うのですが、実際に年輪を調査するとなると、費用も当然出てきますので、その辺教育委員会と相談をしながら進めていきたいと思えます。

○佐々木会長

これは宿題ということで、諮問を受けてその後もう一度検討していくということをお願いします。では、吉田委員さん。

○吉田委員

こちらの諮問物件自身についてはないので、これに関しては問題ないのですが、ちょっと伺いたいのが、真ん中の辺り、3段落目に「また、当該樹は、秋葉街道沿いにある河合地区の高台に位置し、観音堂とともに人々の信仰の対象」とあるのですが、今後のことも含めてなのですが、松がいつからのものなのかということ、例えばいつと確認しながら、あるいは観音堂は放っておいていいのかということなのですけれども、どういう状況にあるのかということ、せつかく一緒にいらっしゃるので、調査をこちらの歴史資料（有形文化財部会）の方で担当しなくてはいけないのかどうか。それから秋葉街道というものを長野県ではこれまでどういうふうに指定をされてきたのかをお尋ねしたかったのですが、史跡になるのかもしれませんが。

○佐々木会長

歴史の道報告書とか、かつて調査なされているはずなのですが、事務局からお願いいたします。

○事務局（上田主任指導主事）

38 ページの写真をご覧いただきたいのですが、観音堂の方なのですけれども、松の奥に小屋状のものが写っていると思うのですが、ちょっとわかりづらいのですがおわかりですか。かつてはここに観音堂があったと言われております。その観音様自体も今ここにはなくて、違うお寺で安置されているということになっています。建物自体も当時の観音堂とは違うものが建っているということになっています。それから秋葉街道ですけれども、県で歴史の道の調査をしています、正確にはこの部分をどのような調査をしているかというのは報告書を見ないとお答えできない部分あるのですが、大鹿村の中では秋葉古道という形でこの辺り

を回遊できるような措置を取っています。いわゆる公開活用という形になると思うのですが、そんなことをしているのが現状です。特に指定史跡みたいな形での指定ということではないのですけれども、一応歴史の道ということにはなっています。

○吉田委員

全国的に歴史の道の調査はしていると思うのですが、その中で指定をかけていくという動きもあると思うのですが、いかがですか。

○事務局（上田主任指導主事）

歴史の道についてはまだ県全体として動いていないものですから、歴史の道の保存管理計画を県で作った上で、その後指定という流れになると思うのですが、そこまでまだ至っていない状況です。

○吉田委員

ぜひお願いしたいと思います。三遠南信道が拓けていてですね、どんどん失われていくかなと思いますけれども。よろしくお願いします。

○佐々木会長

はい、よろしいでしょうか。課題、宿題をいただきました。ほかに何かご質問ございますか。よろしいですか。

最後に県天然記念物指定を解除する「宮脇のハリギリ」の提案理由につきまして質疑等がございましたらご発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。枯死してしまいました。県天然記念物「宮脇のハリギリ」の指定解除の案件につきましては本日の審議案件としたいと思いますがいかがでしょうか。これにご異議ございませんか。それではこの案件につきまして議事としまして、担当の大窪委員から説明をお願いいたします。

○大窪委員

先ほど詳しくご説明いただいたのですが、この樹種には珍しく巨木として、県の天然記念物として指定されておりましたが、樹勢が衰え、スケールダウンをしてきたのですが、本年5月、それから6月に私も調査しました結果、やはり枯死しているということで判断させていただきました。結論としましては、当該樹は主幹の腐敗、空洞化による枯死が確認され、事故、災害防止のため伐採することとなりました。すべての指定要件が失われる条件に至りましたので天然記

念物としての要件を満たさないということで指定を解除するというに至りました。

○佐々木会長

はい、ありがとうございます。実は既に伐採されております。それでただいまの説明につきまして質疑等ございましたら発言をお願いいたします。よろしいですね。植物の場合、枯死して指定解除というのはあることでございます。

それでは今の件のまとめです。本件の長野県天然記念物の指定を解除することが適当である旨答申したいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。

○委員一同

【異議なし】

○佐々木会長

ありがとうございます。それでは長野県天然記念物の指定を解除することが適当である旨答申することに決定いたします。

<答申書案確認>

○佐々木会長

それでは事務局から答申書案を配布してください。

(事務局から各委員に配布)

○佐々木会長

お目通しをお願いいたします。ただいま配布されました答申書案について何かご意見ございませんでしょうか。

○委員一同

【意見等なし】

○佐々木会長

それでは本案を答申書として決定いたします。

次にその他といたしまして、委員各位から何かご意見なりございませんでしょうか。また、事務局からなにかございませんか。

○事務局（上條課長補佐兼文化財係長）

事務局からは特にございません。

○佐々木会長

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。委員の皆様のご協力に対しまして感謝申し上げます。それでは司会を事務局にお返しいたします。

5 その他

<答申>

○事務局（上條課長補佐兼文化財係長）

それでは、先ほど長野県宝指定への答申決定をいただきました、「小菅の護摩堂」「小菅の講堂」「小菅の仁王門」及び長野県天然記念物指定の解除の決定をいただきました「宮脇のハリギリ」につきまして、佐々木会長から答申書の交付をお願いいたします。

○佐々木会長

それでは答申書です。長野県宝の指定及び長野県天然記念物の指定解除について（答申）。平成28年2月16日付け27教文第647号及び平成29年9月7日付け29教文第339号で諮問のありましたことについて、下記のとおり長野県宝に指定すること、及び長野県天然記念物の指定を解除することが適当である旨答申いたします。まず、長野県宝に指定する文化財3件です。いずれも飯山市小菅にあります「小菅の護摩堂」1棟、「小菅の講堂」1棟、「小菅の仁王門」1棟、以上3件でございます。次に長野県天然記念物の指定を解除する文化財といたしまして上伊那郡箕輪町にございます「宮脇のハリギリ」1件でございます。以上答申いたします。

※佐々木会長から角田教育次長へ答申書交付

○事務局

答申ありがとうございました。ここで長野県教育委員会角田教育次長からご挨拶申し上げます。

○角田教育次長

教育委員会教育次長の角田でございます。ただいま、答申いただいたわけですが、委員の皆様には朝から長時間にわたり専門的ご見地からご議論ご審議をいただきまして大変ありがとうございました。ただいま答申いただきました飯山市「小菅の護摩堂」など3件につきましては、この後、県宝指定の手続きを

速やかに取らせていただきまして、飯山市地元関係者とともに今後の活用保存に関しまして十分に努めていきたいと考えております。

さて、本日この審議会に合わせるがごとくですけれども、既に新聞テレビで報じられましたとおり、千曲市にあります「松田家住宅主屋」、「松田家斎館」など4棟につきまして、県、市の指定文化財でございますけれども、火災によりまして全焼という事態が発生いたしました。大変重大な事態だと受け止めておりまして、今後、消防、警察におきまして原因究明や調査が行われると思います。先ほども知事へも報告させていただきまして、原因をしっかりと捉え、他の文化財の保護にも活かすようにということでございますので、この場をお借りしましてご報告をさせていただきたいと思っております。

本日は大変長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。重ねて御礼申し上げます、ご挨拶とさせていただきたいと思っております。

6 閉会

○事務局（上條課長補佐兼文化財係長）

長時間にわたる慎重なご審議誠にありがとうございました。特に委員さんから最後に何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは以上を持ちまして平成29年度第1回長野県文化財保護審議会を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。

平成29年9月7日

議事録署名委員 小野 昭

議事録署名委員 多田井 幸視
